

◆地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられ、また令和元年10月1日からは8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。令和4年度一般会計当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）	1,011,000千円
【歳出】 地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費	19,372,050千円

（単位：千円）

区分	事業名	事業費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国県支出金	その他		うち地方消費税交付金 （社会保障財源化分）
社会福祉	社会福祉	220,448	14,855	7,428	198,165	416,924
	障害者福祉	3,682,944	2,684,810	6,100	992,034	
	高齢者福祉	597,896	12,396	93,886	491,614	
	児童福祉	6,127,704	3,877,826	191,270	2,058,608	
	生活保護	1,503,568	1,051,488	1	452,079	
	小計	12,132,560	7,641,375	298,685	4,192,500	
社会保険	国民健康保険事業	1,018,318	426,357	0	591,961	397,357
	介護保険事業	1,891,893	139,926	0	1,751,967	
	後期高齢者医療事業	2,008,035	356,221	0	1,651,814	
	小計	4,918,246	922,504	0	3,995,742	
保健衛生	医療に係る施策	1,195,263	8,237	48,530	1,138,496	196,719
	感染症等予防対策	492,189	187,212	0	304,977	
	健康増進対策	633,792	50,707	48,392	534,693	
	小計	2,321,244	246,156	96,922	1,978,166	
合計		19,372,050	8,810,035	395,607	10,166,408	1,011,000

※地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。